

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年11月29日
【発行者の名称】	株式会社オブティ (OPTY CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪野 栄一
【本店の所在の場所】	三重県三重郡川越町大字高松133番地
【電話番号】	059-363-2512
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部長 河野 真二
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社オブティ https://opty.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期(中間)	第39期(中間)	第37期	第38期
会計期間	自2023年3月1日 至2023年8月31日	自2024年3月1日 至2024年8月31日	自2022年3月1日 至2023年2月28日	自2023年3月1日 至2024年2月29日
売上高 (千円)	867,356	952,411	2,390,892	1,684,281
経常利益 (千円)	15,247	4,975	79,248	42,311
中間(当期)純利益 (千円)	10,375	3,342	55,729	31,482
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	1,670	—
純資産額 (千円)	219,471	243,920	209,095	240,578
総資産額 (千円)	371,646	388,422	374,404	361,878
1株当たり純資産額 (円)	935.51	1,039.73	891.29	1,025.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	44.23	14.25	237.55	134.20
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.1	62.8	55.8	66.5
自己資本利益率 (%)	4.8	1.4	30.8	14.0
株価収益率 (倍)	—	83.2	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	33,685	△3,313	109,244	43,829
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,306	△3,244	△15,275	△7,296
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△11,403	△11,939	△33,311	△23,290
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	185,516	159,285	164,540	177,783
従業員数 (名)	14	18	12	13

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第38期(中間)、第38期及び第39期(中間)の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

関連会社でありました株式会社D S Tエンジニアリングについて、2022年8月31日に当社が保有する株式の一部を売却したため、同社は関連会社ではなくなっております。

3. 当社は、第38期中間期より中間財務諸表を作成しているため、第37期の中間財務諸表に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

6. 第37期、第38期(中間)及び第38期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員数であります。

8. 第37期及び第38期(中間)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けており、第38期及び第39期(中間)の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人による監査を受けております。
9. 2024年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第37期の期首から適用しており、第37期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年8月31日現在

従業員数(名)
18

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 当社は、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、社会経済活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド需要の復調により、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、中東やウクライナにおける紛争の長期化、中国経済の低迷、エネルギー価格の高騰、物価上昇の継続、金融政策の影響などから、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような情勢の中、尿素（原料）の流通価格は、社会経済活動の正常化の影響から徐々に値を下げておりますが、エネルギー価格の高騰と人件費の増加の影響を受ける国産尿素（原料）と輸入尿素（原料）との流通価格には依然として大きな隔たりがあります。

こうした状況の下、当社におきましては、安価ながら調達が不安定な輸入尿素（原料）と高価ながら安定調達が可能な国産尿素（原料）の調達バランスをコントロールし、製品における価格競争力を堅持しながら販路拡大を図っております。代理店網を有効に活用し、遠方の顧客を代行納品にシフトすることで、製品の納品に係る業務の効率化を推進し、営業力強化に繋げています。これにより、製品販売に係る粗利益率は一時的に低下しますが、販路拡大により収益力を高めてまいります。また、今後の更なる業績向上に向け、新たに6名の社員を採用いたしました。上期においては人材育成等の販管費が一時的に増加しておりますが、下期においては新たな戦力となり、生産性の向上と組織力の強化に取り組んでおります。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は952,411千円（前年同期比9.8%増）、営業利益は18,759千円（同17.3%増）、経常利益は4,975千円（同67.4%減）、中間純利益は3,342千円（同67.8%減）となっております。

なお、当社の報告セグメントは「尿素水関連事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は159,285千円（前事業年度末比18,498千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は3,313千円となりました。主な要因は、契約負債の増加31,220千円、前渡金の増加25,644千円、棚卸資産の増加16,402千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は3,244千円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出2,194千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は11,939千円となりました。主な要因は、社債の償還による支出5,000千円、長期借入金の返済による支出4,596千円等であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、尿素水関連事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
尿素水販売部門	105,339	125.1
合計	105,339	125.1

- (注) 1. 当社は、尿素水販売部門として尿素水の製造を行っております。
2. 金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

当社は、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
尿素水販売部門	208,663	117.7
尿素(原料)販売部門	618,069	109.8
消耗品販売部門	53,156	107.9
初期装置販売部門	2,733	41.1
メンテナンス商材販売部門	69,788	97.7
合計	952,411	109.8

- (注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年5月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社は、当中間会計期間末において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当中間会計期間末において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までは該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までは掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までは掲げる場合には当該 a から c までは掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである

- 場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
 - ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが
確実となった場合
 - ⑫ 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
 - ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
 - ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当
に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合
をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防
衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点
の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導
入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動と
することができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する
旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒
否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株
式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類
株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち
取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株
主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益
を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は
決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議
又は決定。
 - ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
 - ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対す
る株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
 - ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となりま
す。なお、当中間会計期間末において、J-Adviser契約の解除につながる可能性のある上記の事象は発生しており
ません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、ドイツ自動車工業会（VDA）とアドブルーライセンス契約を締結しております。

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約名	契約締結日	契約期間（注）	契約内容
当社	ドイツ自動車工業会（VDA）	ドイツ	アドブルー商標ライセンス契約	2016年5月18日	期限なし	登録商標「アドブルー」の使用許諾契約

（注）契約期間に制限はありませんが、本契約に基づく基本的な義務の履行及び3年毎に実施される品質監査への合格もライセンスの有効性の要件となっております。

6 【研究開発活動】

当社は、「社会に役立つ新しい価値の創造」を基本理念として、時代の変化に対応した高品質な商品を的確に提供すべく、積極的な研究開発活動を行っております。

当社の研究開発活動は、本社にて役員を中心に推進しており、国内の提携企業及び大学等研究機関とも連携・協力関係を保ちながら、尿素水関連業界にとって有意義な商品の研究開発を積極的に推進しています。当中間会計期間の研究開発費は2,723千円となっております。

なお、当社は、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は348,350千円で、前事業年度末に比べ28,207千円増加しております。主な変動要因は、売掛金が7,529千円、原材料及び貯蔵品が10,928千円、前渡金が25,644千円それぞれ増加した一方で、現金及び預金が18,498千円減少したこと等によるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は40,071千円で、前事業年度末に比べ1,664千円減少しております。主な変動要因は、リース資産（純額）が1,761千円減少したこと等によるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は114,594千円で、前事業年度末に比べ34,796千円増加しております。主な変動要因は、買掛金が2,297千円、未払費用が2,745千円、契約負債が31,220千円それぞれ増加した一方で、未払消費税等が3,546千円減少したこと等によるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は29,907千円で、前事業年度末に比べ11,595千円減少しております。主な変動要因は、社債が5,000千円、長期借入金が4,596千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は243,920千円で、前事業年度末に比べ3,342千円増加しております。これは、当中間会計期間の中間純利益による利益剰余金が3,342千円増加したことによるものであります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2024年8月31日)(株)	公表日現在発行数(2024年11月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	565,400	234,600	234,600	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	800,000	565,400	234,600	234,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年8月31日	—	234,600	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
猪野 栄一	三重県四日市市	141,100	60.14
和田 真彦	神奈川県横浜市瀬谷区	8,800	3.75
小谷 まゆみ	三重県鈴鹿市	5,000	2.13
阪和興業株式会社	東京都中央区築地1丁目13番1号	5,000	2.13
中村 勝典	東京都世田谷区	4,000	1.71
山田 信治	東京都葛飾区	3,700	1.58
アイトス株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目2番8号	3,000	1.28
中野 穰二	茨城県牛久市	3,000	1.28
大沢 正巳	神奈川県厚木市	2,700	1.15
横山 渉	神奈川県横浜市神奈川区	2,400	1.02
計	—	178,700	76.17

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 234,600	2,346	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	234,600	—	—
総株主の議決権	—	2,346	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月
最高(円)	1,186	—	—	—	—	—
最低(円)	1,186	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は、2024年3月27日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。

3. 2024年4月から2024年8月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
常務取締役	齊藤 薫	2024年10月31日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性5名、女性一名（役員のうち女性の比率一％）

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第二種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）の中間財務諸表について、五十鈴監査法人の中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当中間会計期間 (2024年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	177,783	159,285
受取手形	2,502	2,391
売掛金	63,401	70,931
商品及び製品	23,497	28,970
原材料及び貯蔵品	11,388	22,317
前渡金	37,316	62,961
前払費用	1,929	1,655
未収還付法人税等	2,389	—
その他	30	—
貸倒引当金	△96	△162
流動資産合計	320,143	348,350
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,200	1,200
減価償却累計額	△1,199	△1,199
建物(純額)	0	0
建物附属設備	5,743	5,979
減価償却累計額	△944	△1,139
建物附属設備(純額)	4,798	4,840
機械及び装置	35,183	35,447
減価償却累計額	△23,901	△25,098
機械及び装置(純額)	11,282	10,348
車両運搬具	24,254	24,254
減価償却累計額	△20,821	△21,579
車両運搬具(純額)	3,432	2,674
工具、器具及び備品	5,370	6,382
減価償却累計額	△3,022	△3,670
工具、器具及び備品(純額)	2,347	2,711
リース資産	17,616	17,616
減価償却累計額	△5,490	△7,252
リース資産(純額)	12,125	10,364
有形固定資産合計	33,987	30,938
無形固定資産		
電話加入権	370	370
ソフトウェア	322	257
無形固定資産合計	693	627

投資その他の資産		
投資有価証券	290	290
敷金及び保証金	1,800	2,850
繰延税金資産	4,714	4,915
その他	250	450
投資その他の資産合計	7,055	8,505
固定資産合計	41,735	40,071
資産合計	361,878	388,422

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当中間会計期間 (2024年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,984	19,282
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	9,192	9,192
リース債務	3,828	3,941
未払金	8,689	6,658
未払費用	3,375	6,120
未払法人税等	—	1,617
未払消費税等	5,585	2,038
契約負債	17,742	48,963
預り金	1,379	3,200
賞与引当金	3,020	3,580
流動負債合計	79,797	114,594
固定負債		
社債	20,000	15,000
長期借入金	11,194	6,598
リース債務	10,309	8,309
固定負債合計	41,503	29,907
負債合計	121,300	144,501
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	230,578	233,920
利益剰余金合計	230,578	233,920
株主資本合計	240,578	243,920
純資産合計	240,578	243,920
負債純資産合計	361,878	388,422

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
売上高	867,356	952,411
売上原価	※ 743,178	※ 810,585
売上総利益	124,178	141,825
販売費及び一般管理費	※ 108,182	※ 123,066
営業利益	15,996	18,759
営業外収益		
受取利息	0	11
受取手数料	10	—
償却債権取立益	—	2
雑収入	—	40
営業外収益合計	11	54
営業外費用		
支払利息	539	513
社債利息	41	29
支払保証料	179	129
上場関連費用	—	13,000
雑損失	—	165
営業外費用合計	760	13,838
経常利益	15,247	4,975
特別利益		
固定資産売却益	208	—
特別利益合計	208	—
特別損失		
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	6	214
特別損失合計	6	214
税引前中間純利益	15,448	4,761
法人税、住民税及び事業税	4,266	1,619
法人税等調整額	807	△200
法人税等合計	5,073	1,419
中間純利益	10,375	3,342

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年3月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	199,095	199,095	209,095	209,095
当中間期変動額					
中間純利益		10,375	10,375	10,375	10,375
当中間期変動額合計	—	10,375	10,375	10,375	10,375
当中間期末残高	10,000	209,471	209,471	219,471	219,471

当中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	230,578	230,578	240,578	240,578
当中間期変動額					
中間純利益		3,342	3,342	3,342	3,342
当中間期変動額合計	—	3,342	3,342	3,342	3,342
当中間期末残高	10,000	233,920	233,920	243,920	243,920

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	15,448	4,761
減価償却費	4,871	5,094
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△59	65
賞与引当金の増減額(△は減少)	650	560
受取利息	△0	△11
支払利息及び社債利息	580	543
固定資産売却損益(△は益)	△208	—
固定資産除却損	6	214
売上債権の増減額(△は増加)	1,431	△7,418
棚卸資産の増減額(△は増加)	14,770	△16,402
仕入債務の増減額(△は減少)	5,064	2,297
前渡金の増減額(△は増加)	13,801	△25,644
契約負債の増減額(△は減少)	△14,939	31,220
未払消費税等の増減額(△は減少)	△902	△3,546
その他の資産の増減額(△は増加)	1,338	105
その他の負債の増減額(△は減少)	2,061	2,997
小計	43,917	△5,164
利息の受取額	0	11
利息の支払額	△583	△548
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△9,648	2,387
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,685	△3,313
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,514	△2,194
有形固定資産の売却による収入	208	—
敷金及び保証金の差入による支出	—	△1,050
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,306	△3,244
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△4,596	△4,596
割賦債務の返済による支出	△684	△457
リース債務の返済による支出	△1,123	△1,886
社債の償還による支出	△5,000	△5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,403	△11,939
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	20,975	△18,498
現金及び現金同等物の期首残高	164,540	177,783
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 185,516	※ 1 159,285

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
建物附属設備	10年～15年
機械及び装置	4年～8年
車両運搬具	5年～6年
工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に代理店向けに尿素水の原料となる尿素やメンテナンス商材等の販売、尿素水の製造・販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、一部の商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
有形固定資産	4,806千円	5,028千円
無形固定資産	65千円	65千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	2,346	—	—	2,346
合 計	2,346	—	—	2,346

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式 (注)	234,600	—	—	234,600
合 計	234,600	—	—	234,600

(注) 当社は、2024年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
現金及び預金	185,516千円	159,285千円
現金及び現金同等物	185,516千円	159,285千円

2. 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	8,000千円	一千円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	8,900千円	一千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、研究開発用の燃焼排ガス及びポータブルガス分析計(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年2月29日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	30,000	29,885	△114
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	20,386	20,409	23
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	14,137	14,141	4
負債計	64,523	64,436	△86

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払消費税等」、「契約負債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等で当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	290

当中間会計期間(2024年8月31日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	25,000	24,911	△88
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	15,790	15,796	6
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	12,250	12,252	1
負債計	53,040	52,960	△80

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「契約負債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等で当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	290

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
該当事項はありません。

- (2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2024年2月29日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	—	29,885	—	29,885
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	20,409	—	20,409
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	—	14,141	—	14,141
負債計	—	64,436	—	64,436

当中間会計期間（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	—	24,911	—	24,911
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	15,796	—	15,796
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	—	12,252	—	12,252
負債計	—	52,960	—	52,960

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- (1) 社債（1年内償還予定を含む）

社債の元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- (2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利分に関しては、短期間での市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、長期借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- (3) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年2月29日)

非上場株式(貸借対照表計上額290千円)については、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

当中間会計期間(2024年8月31日)

非上場株式(中間貸借対照表計上額290千円)については、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

(単位:千円)

	尿素水販売	尿素(原料) 販売	消耗品販売	初期装置 販売	メンテナ ス商材販売	合計
顧客との契約から 生じる収益	177,315	562,697	49,247	6,644	71,452	867,356
外部顧客への 売上高	177,315	562,697	49,247	6,644	71,452	867,356

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

(単位:千円)

	尿素水販売	尿素(原料) 販売	消耗品販売	初期装置 販売	メンテナ ス商材販売	合計
顧客との契約から 生じる収益	208,663	618,069	53,156	2,733	69,788	952,411
外部顧客への 売上高	208,663	618,069	53,156	2,733	69,788	952,411

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	62,392	65,904
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	65,904	73,322
契約負債(期首残高)	41,386	17,742
契約負債(中間期末(期末)残高)	17,742	48,963

契約負債は、主に、尿素(原料)販売において、顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、41,386千円であります。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17,742千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	尿素水販売	尿素(原料) 販売	消耗品販売	初期装置 販売	メンテナ ンス商材販売	合計
外部顧客へ の売上高	177,315	562,697	49,247	6,644	71,452	867,356

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	尿素水販売	尿素(原料) 販売	消耗品販売	初期装置 販売	メンテナ ンス商材販売	合計
外部顧客へ の売上高	208,663	618,069	53,156	2,733	69,788	952,411

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当中間会計期間 (2024年 8 月31日)
1 株当たり純資産額	1, 025円48銭	1, 039円73銭

	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
1 株当たり中間純利益	44円23銭	14円25銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2024年 1 月31日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純利益を算定しております。

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当中間会計期間 (2024年 8 月31日)
純資産の部の合計額(千円)	240, 578	243, 920
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	240, 578	243, 920
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	234, 600	234, 600

4. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
1 株当たり中間純利益		
中間純利益(千円)	10, 375	3, 342
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	10, 375	3, 342
普通株式の期中平均株式数(株)	234, 600	234, 600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 11 月 29 日

株式会社オプティ
取締役会 御中

五十鈴監査法人

桑名事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 西 野 賢 也

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 高 士 雄 次

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプティの2024年3月1日から2025年2月28日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプティの2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リ

スクに対応した中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上